

平成 27 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 ア ー ト グ リ ー ン 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 田 中 豊
(コード番号：3419 名証セントレックス)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 長 芝 田 新 一 郎
(TEL . 03-6823-5874)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 27 年 11 月 16 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の名古屋証券取引所セントレックスへの上場に
伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | | |
|------|--|---|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 200,000 株 |
| (2) | 募集株式の払込金額 | 未定(平成 27 年 11 月 27 日の取締役会で決定する。) |
| (3) | 払込期日 | 平成 27 年 12 月 17 日(木曜日) |
| (4) | 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、平成 27 年 12 月 8 日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (5) | 募集方法 | 発行価格での一般募集とし、エイチ・エス証券株式会社、株式会社 S B I 証券、東海東京証券株式会社、岡三証券株式会社、S M B C フレンド証券株式会社、東洋証券株式会社、日本アジア証券株式会社、エース証券株式会社、極東証券株式会社及びむさし証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。 |
| (6) | 発行価格 | 未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 27 年 12 月 8 日に決定する。) |
| (7) | 申込期間 | 平成 27 年 12 月 10 日(木曜日)から
平成 27 年 12 月 15 日(火曜日)まで |
| (8) | 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) | 株式受渡期日 | 平成 27 年 12 月 18 日(金曜日) |
| (10) | 前記各号を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。 | |
| (11) | 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。 | |

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 30,000株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
エイチ・エス証券株式会社 30,000株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 30,000株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成28年1月21日(木曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成28年1月22日(金曜日)
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成27年12月8日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格でエイチ・エス証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記2.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数 普通株式 200,000株

売出株式数 普通株式 オーバーアロットメントによる売出し 30,000株()

(2) 需要の申告期間 平成27年12月1日(火曜日)から

平成27年12月7日(月曜日)まで

(3) 価格決定日 平成27年12月8日(火曜日)

(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成27年12月10日(木曜日)から

平成27年12月15日(火曜日)まで

(5) 払込期日 平成27年12月17日(木曜日)

(6) 株式受渡期日 平成27年12月18日(金曜日)

- () 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、エイチ・エス証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、エイチ・エス証券株式会社が当社株主である田中豊(以下「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成27年11月16日開催の取締役会において、エイチ・エス証券株式会社を割当先とする当社普通株式30,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、エイチ・エス証券株式会社は、平成27年12月18日から平成28年1月18日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、名古屋証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

エイチ・エス証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、エイチ・エス証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	890,000株
公募による増加株式数	200,000株
第三者割当増資による増加株式数	30,000株 (最大)
増加後の発行済株式総数	1,120,000株 (最大)

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 64,920 千円（*）については、第三者割当増資の手取概算額上限 10,488 千円と合わせて、受注処理の自動化及び顧客情報の細目管理による業務全般の効率化を目的としたシステム投資に 20,000 千円、会計システム投資に 10,000 千円（平成 28 年 10 月期 10,000 千円、平成 29 年 10 月期 20,000 千円）残りの 45,408 千円を自社製品（胡蝶蘭）生産育成のための運転資金及び、事業拡大による増加運転資金に充当する予定であります。なお、具体的な支出が発生するまでは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

* 有価証券届出書提出時における想定発行価格 380 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、内部留保の充実を重視し、経営体質の強化及び設備投資等、将来の事業展開に備えてまいりました。そのため、配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元は重要課題のひとつとして位置づけております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大・発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

今後は、必要な内部留保を確保しつつ、業績及び財政状態等を総合的に勘案しながら、継続的かつ安定的な配当政策を目指すことを基本方針として配当を実施していきたいと考えております。ただし、現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 24 年 10 月期	平成 25 年 10 月期	平成 26 年 10 月期
1 株当たり当期純利益	12,757.58 円	45.16 円	34.13 円
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額)	()	()	()
実績配当性向			
自己資本当期純利益率	24.4%	26.6%	16.3%
純資産配当率			

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1 株当たり配当額（1 株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。

4. 当社は、平成 27 年 8 月 28 日付で普通株式 1 株につき 400 株の株式分割を行っておりますが、平成 25 年 10 月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1 株当たり当期純利益を算定しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. 上記の株式分割に関連して、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「『上場申請のための有価証券報告書（第 部）』の作成上の注意について」（平成 20 年 4 月 4 日付名証自規 G 第 8 号及び平成 24 年 10 月 1 日付同取扱い）に基づき、平成 24 年 10 月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の 1 株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、平成24年10月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	平成24年10月期	平成25年10月期	平成26年10月期
1株当たり当期純利益	31.89円	45.16円	34.13円
1株当たり配当額 （1株当たり中間配当額）	（ ）	（ ）	（ ）

5. ロックアップについて

上記1.の公募による募集株式発行に関連して、貸株人である田中豊、当社役員である根本和典、芝田新一郎及び伊藤正之は、エイチ・エス証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成28年3月16日までの期間中、エイチ・エス証券株式会社の事前の承諾なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すことは除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社はエイチ・エス証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成28年6月14日までの期間中はエイチ・エス証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、上記1.の公募による募集株式発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記2.のオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年11月16日開催の当社取締役会において決議されたエイチ・エス証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、エイチ・エス証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める上場前の公募又は売出し等に関する規則に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社名古屋証券取引所の「株券上場審査基準」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を助成し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出席出目論見書（並びに訂正事項）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。